

国の登録有形文化財に登録

一般公開しますので、御来校ください。

令和5年10月28日（土）13時～15時

※ 自動車で来校される場合は、校内の所定の位置に駐車してください。
ただし、駐車台数には限りがありますのでご了承ください。

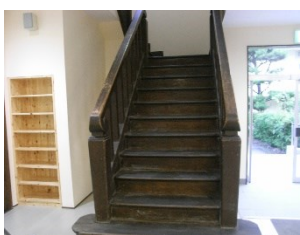
この度、本校同窓会館（通称：さゆり会館）が国の登録有形文化財に登録されました。

さゆり会館は、旧制粉河高等女学校の開校20周年を記念して昭和9年に建設されました。そして、幾度かの改修を経ながら令和4年度には耐震補強や屋根の葺き替え、内装の一部復元など大規模な改修が行われました。洋館と和館を併せた構造の建物で、洋館は木造二階建の切妻造、赤い洋瓦葺の大きな屋根を持ち、1階は応接間や食堂、2階は二間続きの和風大広間となっています。隣接する和館部分は平屋建の宝形造、シャワールームなどがあり黒いスレート瓦となっています。



かつては生徒が一週間程度泊まり込み、炊事や掃除等の実習を行う家庭実習寮としても使用されていました。現在では生徒に「さゆり会館」として親しまれ、洋館1階は生徒ホールやセミナールーム、2階は琴部の活動などに使用しています。また、和館では囲碁・将棋部の活動などに使用しています。

紀の川を見下ろす高台に建つ赤い三角屋根の同窓会館は、歴史ある本校の象徴の一つとして生徒や地域・同窓会の皆様に親しまれています。



粉河高等学校同窓会館の建築について

- ・昭和9年（1934年）旧粉河高等女学校の実習寮として建設。
- ・西側の2階建洋館・和館と、東側の平屋建和館部より構成。
- ・県技手福田健三氏が監督、和歌山市山田榮次郎氏が施行。
- ・2階建の洋館部は、1階に玄関やホール、洋室の応接間、台所などよりなる実習場。
- ・洋館部2階は、続き間座敷の大部屋で、外観は洋館だが内部は和室の構成。
- ・平屋建和館部は、応接間、続き間座敷と3室の居室より構成。
- ・全体に筋交やボルトが多用された耐震を意識した設計。
- ・丘の中腹に建てられた三角屋根の洋館は、地域のシンボルでもある。

登録有形文化財登録証

令和5年8月7日 登録

登録番号第30 - 0339号

旧制粉河高等女学校同窓会館（粉河
高等学校同窓会館）洋館 一棟

木造2階建一部平屋建、瓦葺及びスレート葺、建築面積218㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

令和5年8月7日

文部科学大臣

永岡 桂子



登録有形文化財登録証

令和5年8月7日 登録

登録番号第30 - 0340号

旧制粉河高等女学校同窓会館（粉河
高等学校同窓会館）和館 一棟

木造平屋建、スレート葺、建築面積131㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

令和5年8月7日

文部科学大臣

永岡 桂子



所有者の氏名又は名称	和歌山県
所有者の住所	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1
登録有形文化財の所在の場所	和歌山県紀の川市粉河字植田4600
交付又は再交付の年月日	令和5年8月7日

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければなら
ないことになっています。

- 登録有形文化財の所有者が変更したとき。
- 登録有形文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

所有者の氏名又は名称	和歌山県
所有者の住所	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1
登録有形文化財の所在の場所	和歌山県紀の川市粉河字植田4600
交付又は再交付の年月日	令和5年8月7日

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければなら
ないことになっています。

- 登録有形文化財の所有者が変更したとき。
- 登録有形文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき。